学習院大学法科大学院自己点検・評価規程

平成 19 年 4 月 1 日施行
令和 5 年 1 月 17 日改正
令和 5 年 5 月 9 日改正
令和 5 年 6 月 13 日改正

第 1 条（趣旨）

この規程は、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という。）の教育研究水準の維持向上を図り、その設立の目的及び社会的使命を達成するため、法科大学院の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（自己点検・評価の事項）

自己点検・評価は、法務研究科長のもと、法科大学院教授会が責任を持って、次の各号に掲げる事項について行う。

一　法科大学院の現況、目的及び特徴
二　法科大学院の教育活動等の現況
三　法科大学院の教育活動等の質保証
四　教育課程及び教育方法
五　学生の受入及び定員管理
六　施設、設備及び学生支援等の教育環境

第 3 条（自己点検・評価委員会）

法科大学院に、前条各号に掲げる事項についての検討を行うため、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 4 条（委員会の構成）

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

一　法務研究科長
二　法務研究科主任
三　前 2 号以外の法務研究科運営委員会委員
四　その他法務研究科長が特に必要と認めた者。ただし法科大学院教授会構成員に限る

第 5 条（委員長）

委員会に委員長を置く。委員長は、法務研究科長とする。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　法科大学院教授会構成員は、第 2 条に掲げた事項について検討を行うため、法務研究科長に対し、委員会の招集を求めることができる。
４　委員会は、教務委員、入試委員、学生委員、研究室委員その他の各種委員（以下、「各種委員」という。）に対し、その所管する事項について検討・改善すべきものがある場合には、その所管する事項についての検討を依頼することができる。
５　次の各号に掲げる委員は、それぞれ各号に定める事項を所管するものとする。
一　教務委員　教育活動及び学生への学習支援に関する事項
二　入試委員　学生の受入に関する事項
三　学生委員　学生の処遇に関する事項
四　研究室委員　自習室その他の施設、設備に関する事項

第 6 条（自己点検・評価小委員会）
法務研究科長は、第 2 条に掲げた事項に関する特定の事項について検討する必要があると判断した場合には、4 条各号に掲げた者の一部の者と自己点検・評価小委員会（以下「小委員会」という。）を開催することができる。
２　前条の規定は、小委員会に準用する。

第 7 条（検討・改善のプロセス）
法務研究科長または法務研究科主任は、第 2 条に掲げた事項に関して検討・改善すべきものがある場合には、その改善のための方策を法科大学院教授会に提案する。
２　各種委員は、その所管する事項について検討・改善すべきものがある場合には、その改善のための方策を法科大学院教授会に提案する。
３　前 2 項の提案が重要な内容を含む場合には、提案に先だって、法務研究科長、法務研究科主任及び関連する各種委員等による協議または委員会もしくは小委員会での検討を行うものとする。
４　法科大学院教授会は前 3 項の提案につき審議・判断を行う。

第 8 条（自己点検・評価報告書作成）
法務研究科長は、委員会における検討を踏まえて、自己点検・評価報告書の原案を作成し、法科大学院教授会に提出する。
２　自己点検・評価報告書の作成及び公表等は法科大学院教授会の責任において行う。

第 9 条（事務）
委員会の事務は、法務研究科事務室において行う。

第 10 条（文書の保管）

自己点検・評価に使用した文書等の保管については、学習院文書取扱規程の定めに従って行う。

２　試験問題及び答案用紙については、試験終了後 5 年間保管するものとする。

第 11 条（改正）

この規程の改正は、法科大学院教授会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 1 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 5 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。